

AMI GreenMelon Sweets Fair



阿見生まれの
甘いメロンを召し上がれ！

参加店

🍈 アンソレイユ



🍈 プーランジェリー コクスイネル 🍈 パティスリー シエルヴェール



🍈 成田ゆめ牧場



🍈 hasunomi café (ハスノ実)



🍈 農産物直売所 愛菜園



*阿見グリーンメロンを販売しています

グリーンメロンフェア開催！

6月26日～7月19日まで、町内のケーキ屋・パン屋・直売所等6店が参加したフェアを開催中です。

おいしいスイーツを用意してご来店をお待ちしています！



👉 町商工会ホームページはこちら

阿見グリーンメロンのスイーツフェア

主催：町商工会 ☎887-0552

協力：阿見町

主な内容

令和2年度町職員採用試験案内…………… 2

ふるさと納税返礼品提供事業者個別相談会… 3

町国際交流協会活動報告…………… 4

緑のカーテンコンテスト参加者募集！… 9

つくば霞ヶ浦りんりんロードを満喫しよう！… 28

令和2年度(令和3年4月1日付採用予定)

町職員採用試験案内

第一次試験日:9月20日(日) 申込締切日:7月31日(金)

試験区分・採用予定人数・受験資格等

試験区分	定員	職務内容	受験資格(試験区分ごとに下記をすべて満たす人)
一般事務職	15人程度	一般事務	▼健康状態が良好である ▼昭和55年4月2日以降生まれ ▼高等学校卒業以上の学歴を有する、または令和3年3月卒業見込
保育士	3人程度	保育業務	▼健康状態が良好である ▼昭和55年4月2日以降生まれ ▼保育士の資格を有する、または令和3年3月までに資格取得見込

※町では、行政課題の複雑化・多様化・専門化の進展に適切かつ迅速に対応するため、新規卒業者を募集するとともに、民間企業等の職務経験で培われたコスト意識・経営感覚・高い専門性・柔軟な発想力等を有する人材を一般事務職として求めます(特に必要としている職務経験の事例:建築・土木設計、施工管理等)

※日本国籍を有しない人・地方公務員法第16条に該当する人は受験できません

試験内容 ※自分の最高学歴区分以外での受験は不可 ※大学院卒者はAで受験

1次試験		
	教養試験	作文試験
A(大学卒)	大卒程度の一般的知識・知能の択一試験	文章表現力等についての試験
B(短大・高校卒等)	高卒程度の一般的知識・知能の択一試験	※1次試験の合否判定は教養試験のみで判定し、作文は2次試験の合否判定資料とします
2次試験		
個別面接	人物や職務適正についての試験	
集団討論(一般事務職のみ)	与えられた課題で討論する主に人物についての試験	
実技試験等(保育士のみ)	保育に必要なピアノ等の実技試験	

試験日・試験会場 ※1次試験の試験会場の詳細は後日郵送する受験票に記載

試験区分	試験日	場所	合格者の通知
1次試験	9月20日(日)	町総合保健福祉会館 または町役場	10月上旬～中旬、合格者にのみ通知送付 ※町ホームページに合格者受験番号掲示
2次試験	11月6日(金)～13日(金) ※一般事務職はいずれか指定する2日、 保育士はいずれか指定する1日	1次試験合格者に通知	11月下旬に受験者全員に通知

初任給

▽高校卒:150,600円 ▼短大卒:163,100円 ▼大学卒:182,200円

※学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額加算。この他扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末・勤勉手当支給

受験手続・受付期間

●申込用紙の請求

▼申込用紙は人事課に直接または郵送で請求してください

▼郵送で請求する場合、封筒の表に『職員採用試験申込用紙請求』と朱書きし、①あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒(角型2号)②必要事項【最終学歴(見込含む)・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号】を明記した書類の2点を必ず同封してください

▼人事課の窓口で直接請求する場合、上記必要事項を受付簿に記入していただきます

▼申込用紙は1人1枚のみ交付

●申込期間

7月1日(水)～31日(金) ※土・日・祝日を除く午前8時

30分～午後5時15分、郵送は7月31日(金)必着

●申込方法

人事課に申込書を1部提出。受験料不要。郵送の場合、簡易書留などの確実な方法で送付してください

●その他

▼受験票を8月中旬ごろに送付します。8月20日(木)を過ぎても受験票が届かない場合下記にご連絡ください

▼資格取得見込で合格した人で、資格取得ができなかった場合、合格を取り消します

▼新型コロナウイルス感染症の影響や災害発生、その他やむを得ない事情により試験日程・内容を変更する可能性があります。変更がある場合には、速やかに町ホームページに掲載し、受験者へ通知します

『ふるさと納税返礼品提供事業者 個別相談会』を開催します！

政策企画課 ☎888-1111 (216)

町では、ふるさと納税への積極的な対応を行うため、新たに「返礼品」を出品していただける事業者を引き続き募集するとともに、すでに「返礼品」を出品していただいている事業者からの相談等も受け付けています。つきましては、返礼品についての「個別相談会」を下記日程にて開催します。

- ▼期日:7月28日(火)
- ▼時間:午後1時30分～午後8時30分(最終受付:午後7時30分)
- ▼場所:役場3階306会議室
- ▼申込方法:電話申込(事前申込制となりますので、上記の連絡先に申込をお願いします)

- 主な相談内容:返礼予定品の相談、返礼品登録までの流れ等(新規事業者)
新規返礼予定品の相談、売上を伸ばすための対策等(既存事業者)

- ▼新型コロナウイルスの影響により、急遽開催を取りやめさせていただく可能性もあります。その際は、再度町のホームページ等で告知します
- ▼最小限での出席にご協力をお願いします
- ▼相談時間は、1事業者当たり30分～60分を予定しています
- ▼業務代行業者の『全国農業協同組合連合会』(JA全農)も同席します

阿見町の主な返礼品



詳しくは「ふるさとチョイス」をチェック！

ふるさと納税総合サイト
ふるさとチョイス

<https://www.furusato-tax.jp>



22年目の歩み

町国際交流協会は設立後22年目を迎え、姉妹都市・友好都市交流および町内地域交流それぞれに町民の皆さんのご協力を得て有意義な交流が推進されました。

① 姉妹都市・友好都市間の交流活動

米国スーパーリア市との姉妹都市交流では、8月中旬に町長を団長として中学生親善大使12人を含む24人でスーパーリア市を訪問しました。中学生はホームステイを体験し、他の訪問団員は、パティソン州立公園、旧消防警察博物館、新消防署、阿見町友好庭園などを訪問し、親善と友好を深めました。

中国柳州市との友好都市交流では、柳州市から4月上旬に柳州市中小企業協会副会長、9月初旬に元柳州市外事弁公室通訳課長が町長への表敬訪問に来町しました。

また、8月上旬には柳州市学生使節団14人が来町し、町内見学や、「まい・あみ・まつり」参加など交流を深めました。

② 地域交流関係

地域在住の外国人との交流事業として、「外国文化に触れよう」では、インド人のルッチーさんの指導のもと、インド料理に挑戦し親交を深めました。

そのほか茨城大学とのジョイントプログラムとして「English Cafe」、東南アジアの大学の留学生との交流」を後期半年間、多くの会員の協力をいただいで実施しました。

国際交流協会は今後ともさまざまな国際交流活動を進めていきますので、皆さんのご支援と積極的な参加を引き続きよろしくお願ひします。

米姉妹都市の米国スーパーリア市に訪問しました（8月16日～23日）

- 千葉町長とジム・ペイン市長（写真右）



- 親善訪問団と中学生親善大使



- フェアウェルパーティー（送別会）



友好都市の中国柳州市から中学生使節団が来町しました（8月3日～5日）

- 歓迎式



- まい・あみ・まつりに参加



- 牛久大仏を見学



令和元年度の活動

- 4.1 ~ ▶外国人のための日本語教室
(年 40回 毎週日曜、火曜、木曜)
 - 4.9 ▶柳州市中小企業協会副会長来町
 - 4.12 ▶理事会
 - 4.20 ▶総会
 - 4.28 ▶国際農園たけのご掘り
 - 6.9 ▶ウォーキング開催(島津梅林ほか)
 - 7.6 ▶中学生親善大使英会話教室(計3回)
 - 7.18 ▶協会広報紙「NOW」64号発行
 - 8.3 ~ 8.5 ▶柳州市学生使節団受入
 - 8.4 ▶まい・あみ・まつり盆踊り参加
 - 8.16 ~ 8.23 ▶スーペリア市訪問
 - 9.3 ▶元柳州市外事弁公室通訳課長来町
 - 9.28 ▶茨城大学農学部ジョイントプログラム新留学生地域紹介サイクリング
 - 10.6 ~ ▶ English Café 開催(計3回)
 - 10.27 ▶さわやかフェア 2019 参加
 - 11.11 ▶理事会
 - 12.14 ▶協会広報紙「NOW」65号発行
 - 12.22 ▶日本語スピーチ発表会
 - R2.1.19 ▶茨城大学留学生とウォーキング開催(町内戦跡他)
 - 2.16 ▶外国の文化に触れよう(インド料理)
 - 3.19 ▶協会広報紙「NOW」66号発行
- ※世界の文化紹介「リトアニア」、国際親善花見会は新型コロナウイルス感染症対策のため中止

● 会員募集 ●

対 象 国際交流活動や国際協力に興味・関心がある人なら、どなたでも入会できます。国籍・住所・年齢・性別は問いません
※外国語を話せる必要もありません

会 費 ▼個人・学生会員：一口 1,000円(中学生以下 500円)

▼賛助会員：一口 10,000円

申込方法 協会に備え付けの申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込む。申込書は協会ホームページからもダウンロード可
※協会ホームページ：<http://www.town.ami.lg.jp/aiea/>
※協会メールアドレス：aiea-ami@atlas.plala.or.jp

町内地域交流

● 総会



● 国際農園たけのご掘り



● まい・あみ・まつり (盆踊り)



● ウォーキング (島津梅林)



● 茨城大学ジョイントプログラム (留学生とのサイクリング)



● さわやかフェアに出展



● スピーチコンテスト (※写真左右)



● 世界の料理 (インド料理)



● 留学生とウォーキング (予科練平和記念館)



町の財政状況を公表します

令和元年度

財政事情

(令和2年3月末現在)

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、令和元年度(令和2年3月31日現在)の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

なお、一般会計および特別会計の収支状況は、令和2年3月31日までに発生した債権や債務を整理するための出納整理期間(令和2年4月1日から令和2年5月31日までの2か月間)における収入支出は含まれませんので、決算額(最終確定額)とは一致しません。

財政課 ☎888-1111 (221・222)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,823,667	7,740,035	98.9	議会費	150,006	148,089	98.7
地方譲与税	185,662	188,500	101.5	総務費	1,687,323	1,404,323	83.2
地方消費税交付金	849,476	824,948	97.1	民生費	6,019,703	4,285,046	71.2
地方特例交付金	133,349	125,276	93.9	衛生費	1,140,493	884,943	77.6
地方交付税	554,652	588,411	106.1	農林水産業費	311,637	249,658	80.1
分担金及び負担金	203,701	187,621	92.1	商工費	414,098	128,541	31.0
使用料及び手数料	246,029	220,208	89.5	土木費	2,529,124	1,227,662	48.5
国庫支出金	2,222,740	1,702,238	76.6	消防費	668,232	636,973	95.3
県支出金	1,416,282	710,245	50.1	教育費	3,056,197	2,239,065	73.3
繰入金	675,213	419,708	62.2	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	1,003,889	1,003,889	100.0	公債費	1,369,448	1,369,446	100.0
諸収入	486,968	349,147	71.7	諸支出金	193,217	190,279	98.5
町債	1,512,300	485,800	32.1	予備費	9,848	0	0.0
その他	235,399	219,571	93.3				
合計	17,549,327	14,765,597	84.1	合計	17,549,327	12,764,025	72.7

■特別会計

(単位:千円・%)

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	4,592,095	4,383,340	95.5	4,230,062	92.1
公共下水道事業	1,991,647	1,602,068	80.4	1,572,962	79.0
農業集落排水事業	157,054	134,021	85.3	120,242	76.6
介護保険	3,380,887	2,793,448	82.6	2,980,452	88.2
後期高齢者医療	949,216	473,268	49.9	926,191	97.6
合計	11,070,899	9,386,145		9,829,909	

※予算現額(一般会計および特別会計):当初予算額に4月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額

※会計それぞれの性質および事業の内容により、その執行状況が異なります

■公営企業会計(水道事業)

(単位:千円・%)

区分	予算現額	執行済額	執行割合	
収益的	収入	1,214,748	1,216,668	100.2
	支出	1,126,548	1,014,616	90.1
資本的	収入	186,582	210,969	113.1
	支出	736,845	656,766	89.1

※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます

※資本的:施設の新設・改良などに関する収入および支出をいいます

※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします

※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区分	年度末現在高
一般会計	14,483,979
特別会計	6,238,755
公共下水道事業	5,312,916
農業集落排水事業	925,839
公営企業会計(水道事業)	1,616,276
合計	22,339,010

●一時借入金

なし

※出納整理期間(令和2年4月・5月)における借入額を含みます

■基金の現在高

(単位:千円)

区分	年度末現在高
財政調整基金	2,137,000
減債基金	373,100
その他の基金	1,981,071
国民健康保険支払準備基金	280,000
公共下水道整備基金	0
農業集落排水事業債減債基金	0
介護給付費準備基金	416,368
土地開発基金(現金)	3,600
合計	5,191,139

不動産公売

に参加してみませんか？

収納課 ☎888-1111 (157・159)

町で公売を実施します(※1)。一般の人も参加できる入札ですので、皆さんも参加してみたいかですか(※2)。

※1 公売とは、滞納となった町税等を徴収するため、差し押さえた納税者の財産を強制的に売却して、金銭にかえる手続きです

※2 原則どなたでも参加できますが、法令の規定により買受人になることや公売への参加が制限されることがあります

■公売日時および対象不動産

日 時	7月20日(月) 受付時間:午後0時50分から				
場 所	役場3階305会議室				
公売対象 不動産	下表のとおり				
	売却区分 番号	公売財産の種別と所在	見積価額	公売保証金	買受適格 証明書
	阿2-1	(畑:現況非農地) 阿見町大字上長字後山649番8	6,780,000円	680,000円	不要
	詳細は収納課に備え付けの『公売参加のご案内』または町ホームページをご覧ください				
当日持参 するもの	<ul style="list-style-type: none"> ▼公売保証金(現金または銀行振出の小切手) ▼身分を証明するもの(入札に参加される人の運転免許証など) ▼印鑑<スタンプタイプの簡易印鑑不可> ▼委任状(代理人や法人の従業員が入札に参加する場合に必要) ▼収入印紙(200円)(入札者が営利法人の場合または個人の営業者の場合に必要) 				
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ▼公売は予告なく中止になる場合があります。事前に公売実施の有無をお問い合わせください ▼入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等をご確認ください ▼土地の境界については、隣接地所有者と協議してください ▼公売執行機関(町)は、公売財産の引渡義務および瑕疵担保責任を負いません。使用者または占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります ▼土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません ▼対象物件は私有財産のため、現地を確認される際には節度ある行動をお願いします ▼公売当日は新型コロナウイルス感染予防のため、会場にて「三密」を防ぐ対策を行いますので、ご協力をお願いします。なお、当日は入札者おひとりでマスク着用のうえでご来場いただき、咳エチケットの励行をお願いします。また、発熱等の体調不良がある場合はご来場をお控えいただき、代理人により入札されますようお願いいたします 				

■問い合わせ

●公売執行機関:収納課収納係公売担当 ☎888-1111 (157・159)

身近な自然とのふれあい

夏の自然体験のご案内

生活環境課 ☎888-1111 (252)

町では、自然と共存するまちづくりを推進するため、霞ヶ浦や町内の豊かな自然を体験する事業を行っています。身近な環境学習の1つとして参加してみたいはいかがでしょうか？

下記事業への参加申込・お問い合わせは、平日午前8時30分～午後5時15分に役場2階生活環境課で受付となります（祝日を除く）。電話での申し込みも可能です。申込者には、後日ご案内を送付します。なお、下記すべての事業は参加料無料となります。 ※新型コロナウイルス感染症や熱中症の危険がある場合中止になることがあります。

『うら谷津』～樹木・植物・川魚などを観察して町の豊かな自然を体験～

上長地内にある自然豊かな里山・谷津田にて、自然観察会を行います。

- ▼日 時:7月19日(日) 午前9時30分～11時30分
- ▼内 容:植物等の観察・谷津田についての説明
- ▼対 象:どなたでも参加可能
(小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります)
- ▼募集人数:20人(定員で締切)
- ▼持 参 品:虫かご(または飼育容器)・飲み物・帽子など
※魚を持ち帰りたい場合は飼育容器を持参ください
- ▼申込期間:6月26日(金)～7月14日(火)



▲『うら谷津』での活動

『小池城址公園』～昆虫採集をしてみよう～



▲小池城址公園での観察の様子

小池城址公園内で専門家の案内による昆虫観察会を行います。

- ▼日 時:7月26日(日) 午前9時30分～11時30分
- ▼内 容:昆虫採集と観察
- ▼対 象:どなたでも参加可能
(小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります)
- ▼募集人数:20人(定員で締切)
- ▼持 参 品:虫取り網・虫かご(または飼育容器)・飲み物・帽子など
- ▼申込期間:6月26日(金)～7月14日(火)

『霞ヶ浦湖上体験スクール』～湖上で霞ヶ浦の水質を考えてみよう～

親子で「ホワイトアイリス号」に乗って霞ヶ浦を船上から観察したり、湖の透視度を測ります。また、霞ヶ浦環境科学センターでは、センター内の見学や環境学習などを行います。

- ▼日 時:8月18日(火) 午前9時～午後3時30分
- ▼内 容:霞ヶ浦の湖上体験・霞ヶ浦環境科学センターの見学
- ▼対 象:町内在住の小学生
(保護者同伴ができる人に限ります)
- ▼募集人数:10組20人(定員で締切)
- ▼持 参 品:昼食・飲み物・帽子・筆記用具など
- ▼申込期間:6月26日(金)～7月21日(火)



◀ホワイトアイリス号



▲環境科学センター内の見学

みんなで選ぶ 緑のカーテンコンテスト 参加者募集！

生活環境課 ☎888-1111 (252)

ご家庭で育てた「緑のカーテン」を写真撮影して、コンテストに応募しませんか？ 応募していただいた写真は公民館のロビーに展示し、写真をご覧いただいた皆さんにコンテストの投票をしていただきます。

※新型コロナウイルス感染症の影響で審査方法等変更または中止になる場合があります

▼対 象：町内の各家庭・企業が今夏育てた「緑のカーテン」であること

▼募集期間：8月3日(月)～27日(木)

▼申込用紙：役場2階生活環境課・各公民館・各ふれあいセンターの窓口に設置します

▼申込方法：応募用紙に

▽氏名(会社名)▽住所▽電話番号▽タイトル▽植物名を記入し、L判カラー写真2枚(遠景[全体がわかる写真]・近景の写真)を各1枚を貼付のうえ下記に直接または郵送で申し込む

※応募写真等は返却しませんのでご了承ください

▼申 込 先：〒300-0392 阿見町中央1-1-1 阿見町役場生活環境課

▼展 示 等：▽応募された写真は下記の通り展示します。ぜひ投票にもご参加ください

8月29日(土)～9月10日(木)：君原公民館

9月12日(土)～24日(木)：本郷ふれあいセンター

9月26日(土)～10月8日(木)：中央公民館

▽応募作品の中から優秀な作品5点を選び、表彰を行います。

▼そ の 他：▽主催：阿見町生活環境課▽共催：アミエコクラブ

▽協賛：阿見町商工会・株式会社中セキ関東甲信越・三菱商事ライフサイエンス株式会社



昨年行われた投票場所の様子



女性のさらなる 社会進出に向けて

—女性が輝く社会づくり—



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動課男女共同参画室 ☎888-1111 (271)

DV(ドメスティックバイオレンス)は犯罪であり、人間の尊厳をおとしめる行為です。町では、これらの認識を深めるための啓発活動を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？ DV(ドメスティックバイオレンス)とは？

一般に親密と言われる関係にある人(配偶者・内縁の妻や夫・恋人等)から受ける暴力のことをいいます。また、10代から20代の若者を中心に『デートDV』という、恋人同士の間で暴力によって相手を思い通りにしようとする行為が問題視されています。

【身体的暴力】

- ▽殴る▽蹴る▽首を絞める
- ▽突き飛ばす▽引きずり回す 等

【性的暴力】

- ▽性行為の強要
- ▽避妊に協力しない 等

【社会的暴力】

- ▽友人や身内との付き合いを制限する▽自由に外出させない 等

【精神的暴力】

- ▽どなる▽脅す▽馬鹿にする
- ▽無視する▽自殺をほのめかす 等

【経済的暴力】

- ▽生活費を渡さない
- ▽自由にお金を使わせない 等

町の虐待・DV等の相談状況(令和元年度)

町では「阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」に基づき、相談状況について下記のとおり公表します。

●面接や電話による相談件数 108 世帯 142 人

相談内容	相談世帯数	相談人数
配偶者等からの暴力	51 世帯	73 人
児童虐待	41 世帯	51 人
障がい者虐待	4 世帯	4 人
高齢者虐待(65歳以上)	12 世帯	14 人
合計	108 世帯	142 人

*町では各課が相談窓口となり、情報を共有しながら連携をとって対応しています。また、警察・県相談センター・児童相談所等の関係機関と協力し、さまざまな問題についての相談を受け付けています

『ひとりで悩まず、まずはご相談ください』

問い合わせ:阿見町役場 町民活動課 男女共同参画室 ☎888-1111 (271)

▼平日:午前8時30分~午後5時15分

6月23日~29日は男女共同参画週間です

国では、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、平成13年度から、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

令和2年度は自分らしい人生を実現するために、時間をどう使っていくのか。家族・地域・社会はそれをどう後押しするのかを社会全体で考えるきっかけになるキャッチフレーズを募集し、下記のとおり選定されました。

令和2年度キャッチフレーズ:「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ」

「ワクワク・ライフ・バランス」

夏の交通事故防止

失った命は、もう戻りません……。守りましょう、交通ルール

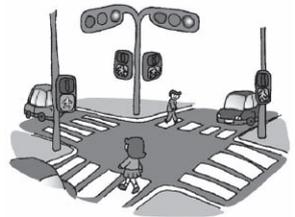
生活環境課交通防犯係 ☎888-1111 (253・254)

7月20日～31日まで「夏の交通事故防止県民運動」期間となっています。一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上・交通事故防止の徹底を図り、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

歩行者（特に子ども・高齢者）の保護

運転者は

- ▼横断歩行者を守る『思いやり運転』を心掛けましょう
- ▼横断歩道前の一時停止や横断歩道等に接近する際には、減速を心掛けましょう
- ▼夕方の走行時にはライトの早め点灯、夜間走行時にはライトのこまめな上下切替えによる早めの歩行者の発見に努めましょう



歩行者は

- ▼道路横断時には、横断歩道を利用し、斜め横断は絶対しないようにしましょう
- ▼夕方から夜間は、明るく目立つ色の服を着て、反射材等を利用して運転者に気づいてもらう工夫をしましょう

飲酒運転・スピード違反による運転等の防止

町では飲酒運転の根絶を目指し「飲酒運転三ない運動」を強く推進しています。

「**飲んだら運転しない・運転するなら飲まない・運転する人には飲ませない**」を徹底しましょう。

また、スピードの出し過ぎは重大事故に直結します。無理な追い越しはしない・カーブでは減速する・車間距離を十分とるなど、安全運転に徹しましょう。

夏の交通安全県民運動スローガン

「気をつけて 子供に自転車 お年寄り」

自転車の安全利用の推進

出会い頭の衝突、安全不確認によるものが多く、「見通しの悪い場所では必ず止まり、左右の安全を確認する」「歩行者優先、歩行者に道を譲る」「2人乗り・イヤホンなどの違反行為はしない」など、自転車の安全運転を徹底しましょう。

また、ブレーキ不良・ライト不点灯など、自転車の整備・点検が不十分な場合も危険行為につながります。

日頃から点検整備・反射材用品の活用など、自転車の安全対策に努めましょう。



茨城県交通安全県民運動年間重点スローガン

「道わたる ゆっくり老人 待つ余裕」

ご存じですか？ 各種支援制度

『障害者福祉サービス』



社会福祉課 ☎888-1111 (164・165)

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は、本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人は原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳未満の児童は世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯は18歳以上と同じようになります。各福祉手当は所得制限があるものもあります。詳細は上記へご相談ください。

■手帳制度

身体障害者手帳	視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害のある人を対象に交付されます
療育手帳	知的障害のある人が援護を受けやすくするために交付されます
精神保健福祉手帳	精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやすくするために交付されます

■障害者総合支援法

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、身体・知的・精神等の障害のある人のほか、『難病等』が加わり、国の指定する361の難病等の人も対象となります。

介護給付・訓練等給付	身体・知的・精神等に障害のある人または、難病等（国が指定する361疾患）の人がホームヘルパー派遣等の介護系サービス、就労移行支援などの訓練系サービス、障害者支援施設の通所・入所等のサービスを利用できます。サービスを利用するには、障害支援区分の認定等の手続きとサービス等利用計画の作成が必要です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等（国が指定する361の疾患）の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いすなどが対象（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。
自立支援医療	<ul style="list-style-type: none"> ▼精神通院：精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します ▼更生医療：身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象） ▼育成医療：町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します

■福祉手当の支給（令和2年4月現在）

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）

特別障害者手当	20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し手当を支給月額27,350円
障害児福祉手当	20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額14,880円
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。▼1級：月額52,500円 ▼2級：月額34,970円
在宅心身障害児福祉手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。月額5,000円
難病患者福祉手当	県から『指定難病特定医療費受給者証』を交付され治療中の人に手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要）。月額3,000円

公共料金の減免 障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

NHK 放送受信料 社会福祉課で証明を受ける必要があります

各種割引 障害者手帳の交付を受けている人が対象です。

タクシー料金	県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります（身体障害者手帳・療育手帳）
JR 運賃・バス運賃・航空運賃	割引の対象には一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください
有料道路料金	身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用時には社会福祉課で割引証明を受ける必要があります

町地域生活支援事業 利用にあたっては、障害者手帳を取得している等、一定の条件があります。また、税金の滞納がある人（世帯）は利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります

相談支援事業	障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います
意思疎通支援事業	聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います
日常生活用具の給付	日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します
地域活動支援センター事業	通所により創作的活動の提供等および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴の支援を行います（介護保険制度が優先されます）
日中一時支援事業	介護者の都合等で障害者（児）を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時預かりを行います
自動車運転免許取得費補助事業	身体障害者手帳（1～4級）を交付されている人が就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します
自動車改造費補助事業	上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人が、就労などに伴い自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します
福祉タクシー利用料金助成事業	身体障害者手帳1・2級または療育手帳④・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者で、かつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します
知的障害者探索支援サービス事業	療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します
重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します
身体障害者健康診査事業	在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患などにより身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。施設入所・入院中の人、1年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容・実施予定日などは『広報あみ』でお知らせします（例年2月に実施します）

精神障害者デイケア事業 回復期にあり病状が安定している精神障害者で主治医の許可を得られる人に、集団生活指導（デイケア）を行っています。

毎月第1・3金曜日の午前9時30分～11時30分、総合保健福祉会館『さわやかセンター』内で行っています。

つぼみ教室 小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者への相談・助言などを行います。

対象者は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者です。毎週月・木曜日の午前10時～正午、総合保健福祉会館『さわやかセンター』内で行っています。

町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（18歳未満）の健全な言語や社会性の発達を支援するため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。助成額は補聴器購入に必要な額と基準額を比較して少ない額の3分の2（千円未満切捨て）となります。

65 歳以上の皆さんへ

介護保険料の納付について

普通徴収の人は 7 月に納付書が発送されます

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・143)



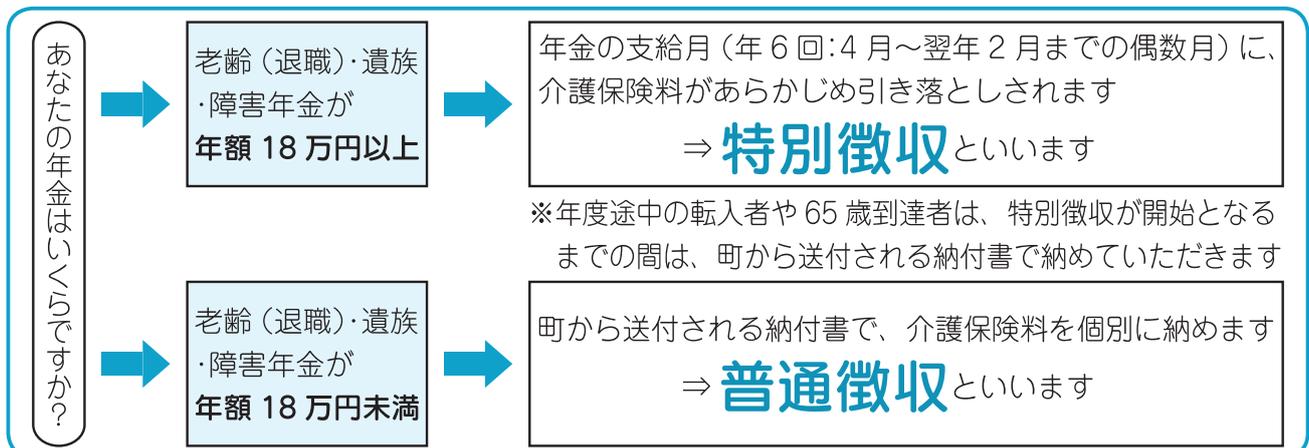
65 歳以上の人の介護保険料

皆さんに納めていただく介護保険料は、『特別徴収』と『普通徴収』の 2 種類の方法により徴収しています。

区分	対象	年間保険料
第 1 段階	生活保護法の被保護者	19,200 円
	老齢福祉年金受給者（町民税非課税世帯）	
	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	32,100 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	44,900 円
第 4 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	57,700 円
第 5 段階	本人が町民非税課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	64,200 円
第 6 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満	77,000 円
第 7 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満	83,400 円
第 8 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	96,300 円
第 9 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 300 万円以上	109,100 円

保険料の納付方法

65 歳以上の人の介護保険料の納付方法は 2 種類（特別徴収・普通徴収）あります。受給している年金の額によって納付の方法が異なります（年金を受給されていない人は、すべて普通徴収となります）。



低所得者等の 自己負担額軽減



高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・143)

介 護保険 3 施設（ショートステイを含む）での居住費（滞在費）・食費は利用する人が全額負担することになっていますが、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、利用者負担段階に応じて負担を軽減しています。軽減を受けるには申請が必要です。 ※グループホーム・有料老人ホームでのご利用はできません

負担軽減の対象となる人は？

利用者負担段階が、下記の『第 1 段階』～『第 3 段階』に該当する人です。

利用者負担 第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▼生活保護を受けている人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で 80 万円以下の人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、利用者負担第 2 段階に該当しない人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人） ▼利用者負担第 4 段階で、下記の『特例減額措置』を受けられる人
利用者負担 第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼世帯内に住民税を課税されている人がいるが、本人が住民税非課税の人 ▼本人が住民税を課税されている人

※利用者負担第 4 段階で『特例減額措置』を受けられる人

利用者負担第 4 段階の人は、自己負担額軽減『特定入所者介護（支援）サービス費』の対象とはなりません。しかし、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生計が困難になるなど一定の要件を満たし、申請により認められた人は、利用者負担第 3 段階と同様の『特例減額措置』を受けることができます。詳しくは高齢福祉課までお問い合わせください。

◎利用者負担が第 1 ～ 3 段階の人でも、以下の①②のいずれかに該当する場合は自己負担額軽減『特定入所者介護（支援）サービス費』の対象となりません

- ① 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税者である
- ② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者が住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円）を超える

住み慣れたまちで安心して暮らすために

お年寄りの 毎日を支えます



高齢福祉課 ☎888-1111(142-743)

町で利用できる 65 歳以上の高齢者の関連サービスを紹介します

※新型コロナウイルス感染症の影響により一部サービス内容を変更する場合があります

高齢福祉課

シニアカード	町内に居住する 65 歳以上の人へ協賛店舗から割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードを配付します。
緊急通報システム整備事業	ひとり暮らしの高齢者・世帯全員が 75 歳以上の高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、急病・災害等の緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。また、月に一度利用者の状況を確認します。 ▼個人負担があります。また、電話回線の種類により使用できない場合があります
ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業	ひとり暮らしの高齢者で安否確認の必要性が高いと民生委員が確認した高齢者に、乳製品の手渡し配達による安否確認を行います。 ▼緊急通報システムの貸与を受けられる場合、そちらが優先になります。また、介護保険サービスを週 1 回以上利用している人は対象外になります
要介護認定者福祉タクシー利用料金助成事業	要介護 1～5 の認定を受けていて、外出時に常時車いすやストレッチャーに乗ったままの移動を必要とする人に、利用者宅と特定の医療機関等の往復に必要な福祉タクシー費用の一部を助成します。(社会福祉課から「障害者福祉タクシー利用券」の交付を受けている人、自動車税や軽自動車税を減免されている人、施設に入所している人は対象外となります) ▼助成限度額:1 回につき 4000 円 (片道を 1 回として年間最大 24 回まで)
日常生活用具給付事業	ひとり暮らしの高齢者または世帯全員が 75 歳以上の高齢者世帯で住民税が非課税である世帯に属する人に、電磁調理器等を給付します。 ▼個人負担があります
シルバーカー購入費助成事業	住民税が非課税の世帯に属し歩行が困難であると民生委員が確認した人で、シルバーカーを購入した人に対して助成金を交付します。シルバーカー購入日から 30 日以内に申請が必要です。 ▼領収書またはレシートが必要です (助成限度額:5000 円)
福祉電話貸与事業	低所得のひとり暮らしの高齢者に電話機を貸与し、利用料金の一部を助成します。
家族等介護用品支給事業	介護保険で要介護 3 以上 (常時失禁発生の可能性がある要介護 1 および 2 の住民税非課税世帯の人を含む) と認定された人を在宅で介護する家族などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊の見られる在宅の高齢者を介護する家族に、GPS 発信機の貸与や、QR コードシートの配付を行い徘徊・そのほかの緊急時に迅速に対応できるようにします。 ▼ GPS 発信機を紛失・破損した場合の費用や QR コードシートの追加購入費用は個人負担 基準日 (12 月 31 日) 以前に 1 年間継続して介護保険で要介護 4 以上と認定された 65 歳以上の高齢者を、同期間内で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。 ▼対象となる可能性のある人には 12 月末に案内文を送付します
在宅寝たきり高齢者等介護慰労金支給事業	介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障のある人を対象に、短期宿泊 (原則 7 日以内) による生活指導・支援を行います。 ▼同一世帯の住民税課税状況により個人負担額が異なります
生活管理指導短期宿泊事業	介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられず緊急に入所が必要な人を対象に短期宿泊 (原則 7 日以内) による支援を行います。 ▼同一世帯の住民税課税状況・要介護度などにより個人負担額が異なります

■高齡福祉課

高齡者住宅 リフォーム助成事業	介護保険で要支援・要介護と認定され、住民税が非課税の世帯に属する高齡者などに対し、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。
成年後見制度 利用支援事業	認知症高齡者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者または2親等以内の親族がいない人）等、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後見制度を利用する際の申立や申立費用等を支援します。 ※ 知的・精神障害者は社会福祉課障害福祉係で受付 ▼助成額：所得などにより異なります

■健康づくり課

つるかめ教室	運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。 ▼対象：10人以上の高齡者団体 ▼実施回数：月1回 ▼実施場所：地区公会堂など
健康相談	健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士・理学療法士が応じます。

■町社会福祉協議会

給食サービス事業	65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齡者などに、調理ボランティアによるお弁当（昼食）を配送・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。 ▼利用期日：毎月第2・4水曜日（祝日、7・8月の夏季を除く）
生活援助型 食事サービス	配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齡虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。 ▼利用期日：毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） ▼利用料（個人負担分）：1食あたり普通食410円・特別食570円
心配ごと相談	生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。 ※詳細は32ページ（定例相談）参照
ふれあい電話	申請された65歳以上のひとり暮らし宅に電話をかけ、安否確認や孤独感の解消を目的として日常のお話し相手をするふれあい型の電話サービスです。 ▼実施期日：火・木曜日午後1時30分～3時（祝日・年末年始を除く）
在宅福祉（有償） サービス事業	おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。 ▼登録会員方式：利用会員・協力会員 ▼サービス内容：食事の支度・洗濯・掃除・買い物等の家事支援、通院など外出時の付き添いなど ▼利用時間：午前7時～午後7時（年末年始を除く） ▼利用料：1時間600円
車いす貸出事業	町内在住の人に、一時的（1か月を限度）に車いすを貸し出します。
低床カー貸出事業	車いすごと乗れる軽自動車を2日間限度で貸し出します。 ▼負担：1kmあたり10円のガソリン代がかかります
日常生活 自立支援事業	認知症の高齡者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行い日常生活を支援します。 ▼利用料 ▼福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス（生活支援員派遣による援助）：1時間あたり1100円▼交通費：1kmあたり37円のガソリン代 ▼書類等預かりサービス（保管料）：1か月あたり500円 ※生活保護受給者は免除になります

■地域包括支援センター

高齡者に 関する総合相談	介護や福祉・高齡者虐待等の高齡者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、要支援者・事業対象者の要支援ケアプランの作成やケアマネジメントを行います
家族介護支援事業	在宅で介護している人・近くで支援している人・介護に興味をお持ちの人等を対象に、介護・福祉の知識や技術に役立つ教室を開催します。また、介護する人同士の交流や情報交換の機会を提供します

各サービスの問い合わせ

- ▼高齡福祉課高齡福祉係 ☎888-1111 (142・743) ▼健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940
- ▼町社会福祉協議会 ☎887-0084 ▼地域包括支援センター ☎887-8124

みんなで防ごう 高齢者への虐待

高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (142-743)

高 齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳を持って生活することはとても大切なことです。

しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっています。平成30年度の報告では、県内で虐待報告(疑い含む)が597件でした。この件数は毎年増加傾向にあります。

高齢者を守り、介護者を支えるためには、高齢者虐待のことを知り、見守り、気づくことで虐待の起こらない地域づくり、支え合いが大切です。

虐待とは何か？

高齢者虐待防止法では、次の5つを「虐待」として定義されています。

1 身体的虐待

身体に傷やあざ、痛みを与えること、外部との接触を意図的・継続的に遮断すること。

▼具体的な例：▽つねる、殴る、蹴る▽ベッドや車いすに縛り付ける▽自分の意思で動けないようにする—など

2 介護・世話の放棄(ネグレクト)

意図的・結果的を問わず、介護や生活の世話を怠る等で、高齢者の生活環境や高齢

者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼具体的な例：▽入浴・洗髪等がされていない▽水分・食事を与えず脱水・栄養失調になるおそれがある▽劣悪な住環境に放置する—など

3 心理的虐待

高圧的な態度や言葉、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

▼具体的な例：▽排せつの失敗を嘲笑する▽どなる、脅す、ののしる、悪口を言う▽侮辱的に扱う—など

4 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

▼具体的な例：▽懲罰的に下半身を裸にして放置する▽キス、性器への接触、性的関係を強要する—など

5 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

▼具体的な例：▽日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない▽本人の資産等を無断で使う、処分する▽年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使う—など

虐待に気づいたら

高齢者への虐待に気づいたら、気になることがあれば町や町地域包括支援センターに通報・相談をしてください。確かな証拠が無くてもかまいません。高齢者虐待防止法では、『虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければなりません』と定められています。

施設の職員等が虐待に気づいた時は通報する義務があります。通報者・相談者の秘密は守られます。町ホームページ (<http://www.town.amii.jp/>) (<http://www.town.amii.jp/000004173.html>)には、虐待の兆候・サインのチェックリスト、介護者のためのセルフチェックリストを掲載しています。

虐待を受けた高齢者本人も届出ができます。おひとりですぐにご相談ください。

虐待防止と高齢者・介護者への支援のために

高齢者への虐待は、虐待を行っている人に自覚がなかったり、虐待を受けている本人が遠慮したり、家庭内の問題からわかれたくないなどの理由からわかりづらいことがあります。要因もさまざま、虐待を

行う背景にはこれまでの家族関係・認知症による介護の困難さ・認知症への理解不足・介護者の孤立・業務の多忙・経済的困窮などの問題が複雑に絡み合っている場合がほとんどです。

高齢者虐待防止法は、虐待を防止し高齢者の尊厳ある暮らしを保ち、高齢者の家族・介護者の負担を軽減し支えるために制定されたものです。

高齢社会をむかえ、誰もが高齢者虐待の問題に直面する可能性があります。地域で支えあい日ごろから声掛けや気配りをするなどで虐待を防止し、早期発見につなげられます。

町および町地域包括支援センターでは、虐待の通報や相談を受けた場合、高齢者の状況を確認し、関係機関と連携し高齢者本人や家族に必要な支援を行います。また、高齢者の権利擁護(成年後見制度)に関する相談支援も行っています。小さな違和感をおぼえたら、追い込まれる前にまずはお相談ください。

● 高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (142-743)

● 町地域包括支援センター (町社会福祉協議会内) ☎887-8124



ご利用ください

『免除』・『猶予』制度

第1号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにせず、国保年金課で手続きを。

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136-137)



経済的な理由等で国民年金保険料 16,540 円/月（令和2年度）を納付することが困難な時には、申請により免除・猶予となる場合があります。申請手続きは、国保年金課で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果（承認・却下）をお手元に通知します。令和2年度免除（令和2年7月から令和3年6月）の受付は7月1日（水）からとなります。

申請時の注意点

▼年度ごとに申請書の提出が必要です

1枚の申請書で申請できるのは7月から翌年6月までの1年度分です。複数年度の申請を希望される場合は年度ごとの申請書の提出が必要です。

▼過去の所得で審査します

申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行います。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。
※納付猶予については、世帯主の所得審査はありません（50歳未満の人に限り利用できる制度）

▼失業による特例免除

失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除となったり、保険料の納付が猶予となる場合があります。書類が必要になることがありますので、上記までお問い合わせください。

▼免除の割合と納付額（令和2年度：月額16,540円の場合）

免除の割合	納付額
全額免除	0円
4分の3免除	4,140円
半額免除	8,270円
4分の1免除	12,410円

※保険料の一部免除の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります

お願い

平成26年4月から、申請時点から2年1か月前までの期間について免除等の申請ができるようになりましたが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。免除等の申請は、すみやかに申請していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人は、国民年金の免除申請ができます

新型コロナウイルスにより収入が減少することが見込まれる人は、臨時特例措置として国民年金の免除になる可能性があります。

▼対象 ※以下の両方に該当する人が対象になります

▼令和2年2月以降、コロナウイルスにより収入が減少した

▼令和2年2月以降の任意の1か月の所得状況から、年間の所得が通常の免除申請ができる程度まで減少が見込まれる

▼その他 申請時にご自身の収入状況を申請用紙に記入していただく必要があります。申請時にはご自身の最近の収入状況（月ごとの収入・経費など）を整理していただきますようお願いいたします。また、申請は国保年金課窓口で申請できます

納付に関するお問い合わせ：土浦年金事務所 ☎ 825-1170（自動音声案内）

8月1日から—

新しくなります 国民健康保険証

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131~133)

現在お使いの国民健康保険証の有効期限は7月31日までとなっております。新しい保険証は7月中旬に郵送しますので、新しい保険証が届いたら内容をよく確かめてください。

保険証は個人ごとのカード型になっています。

取り扱い上の注意

個人ごとのカード型のため、紛失や汚損にご注意ください。また、保険証の再交付を希望する場合には、身分証明書（運転免許証など）を持参のうえ、世帯主または同一世帯のご家族が国保年金課窓口へ届け出てください。

※古い保険証は、有効期限が過ぎたら切り刻むなどして処分するか、国保年金課窓口までご返却ください

保険証兼高齢受給者証について

70歳から74歳の人には保険証に医療機関を受診するときの負担割合が記載された「保険証兼高齢受給者証」が発行されます。負担割合は前年（2019年1月～12月）の所得に応じて、2割もしくは3割となります。

保険証兼高齢受給者証の特徴は次の3点です。

- ① 保険証の左上に「兼高齢受給者証」と記載されます
- ② 右側中央部分に負担割合が記載されます
- ③ 左側中央部分に「高齢受給者証発行期日」が記載されます

新たに高齢受給者証対象者になる人へ

令和2年8月2日から令和3年7月1日までに70歳になる人は、今回お送りする保険証の有効期限が、誕生月の月末（1日生まれの人は誕生月の前月末）になります。有効期限が切れる前に保険証兼高齢受給者証をお送りします。

令和3年7月末までに75歳になる人へ

令和3年7月末までに75歳になる人は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の保険証に変わります。そのため、今回お送りする国民健康保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日になっています。75歳の誕生日以降の後期高齢者医療制度の保険証は、誕生日の前に郵送します。

外国人の保険証の有効期限について

保険証の有効期限より前に在留期限が満了する人は、保険証の有効期限が在留期限までになります。

在留期限の更新の情報が確認でき次第、更新の保険証を郵送しますが、お急ぎの場合は窓口で交付しますので国保年金課窓口へ在留カードをご持参ください（在留資格の種類によっては、在留期限の更新後に国保年金課の窓口で保険証発行の手続きが必要となります）。

令和2年度

国民健康保険税

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

- 賦課限度額が変わりました（下記参照）
- 令和2年度の納税通知は7月中旬に発送します

（国保年金課国保係 ☎888-1111（131～133））

令和2年度国民健康保険税の算定方法は下記のとおりです。皆さんひとりひとりの健康管理が国保税率の伸びを抑える大きな力になります。これからも国保財政・適正受診へのご理解・ご協力をお願いします。なお、国民健康保険税の算定方法は年齢により異なります。

国民健康保険税の算定方法

- ▼ 40歳未満の人：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません
- ▼ 40歳～65歳未満の人：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分・介護保険分を合わせて納めます
- ▼ 65歳～75歳未満の人：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険料は国保税とは別に納めます

▼ 国民健康保険税の年間税額の計算方法

区分	算定方法	基礎分 （医療分）	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割額	加入者全員の所得額（2019年1月～12月の各々の所得から基礎控除33万円を差し引いたもの）に応じて計算	（所得額の） 6.2%	2.2%	1.3%
均等割額	加入者一人あたりにかかる金額	22,000円	7,000円	10,000円
平等割額	一世帯あたりにかかる金額	22,000円	7,000円	—
賦課限度額	合計金額（限度額990,000円）	630,000円	190,000円	170,000円

■ 『均等割』『平等割』の軽減制度

国保税には、所得の少ない世帯を対象とした『均等割』『平等割』の軽減制度（前年中の所得に応じて7・5・2割いずれかの適用。申請不要）があります。

この軽減を受けるためには、所得税・町民税の申告を済ませておく必要があります（収入のない人や被扶養者を含む）。

■ 特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る国保税の軽減制度

倒産・解雇などの事業主の都合による離職や雇用期間満了により再雇用されない雇止めなどによる離職をされた人（雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』）は、国保税が軽減される場合があります。

この軽減を受けるためには申請が必要です。

● 申請に必要なもの：▼ 雇用保険受給資格者証▼ 印鑑

■ 国保税の納め方

● 特別徴収

65歳から74歳までの世帯主

で、次の①～③のすべてに当てはまる人は、年金からの天引きにより国保税を納めることとなります。

① 世帯主が国保の被保険者であること

② 世帯内の国保の被保険者全員が65歳以上であること

③ 特別徴収の対象となる年金（基礎年金等）の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※年度途中で国保税額に変更があった場合には、普通徴収に切り替わる場合があります

※国保年金課窓口へ申請することにより、口座振替への変更が可能となります。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります

● 普通徴収

右記特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替によって納めていただくこととなります。

8月から新しくなります

『後期高齢者医療被保険者証』『限度額適用認定証』 『限度額適用・標準負担額減額認定証』

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼自己負担割合の判定

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上である ※文中『現役並み所得者』参照
一般	1割	上記以外

※所得の変更により、負担割合が変わることがあります

被保険者証の更新

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっており、8月から更新となります。また、『限度額適用認定証』および『限度額適用・標準負担額減額認定証』については、8月から申請または更新となります。

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっております。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。

医療機関での自己負担割合には『1割』と『3割』があり、

▼被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和3年 7月31日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39084439 茨城県後期高齢者医療広域連合

※有効期限を過ぎた古い被保険者証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください

8月1日から翌年の7月31日までの1年間の負担割合は前年の所得をもとに判定されます。

後期高齢者医療保険料の納め忘れがありますと、8月以降の被保険者証の有効期限が短くなることがあります。まだ納付されていない人は、お早めにお納めください。

▼現役並み所得者(3割負担)

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円(1人の場合383万円)未満の場合、申請により『一般』の区分となり1割負担となります。

※このほか、被保険者が1人で同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人も含めて総収入合計が520万円未満の場合には、申請により『一般』の区分と同様になり、1割負担となります

認定証の申請・更新

現役並み所得者(3割負担)

担)の人のうち、住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人には、『後期高齢者医療限度額適用認定証』(青色)が交付されます。

また、世帯全員が住民税非課税の人には、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』(黄色)が交付されます。現在、認定証をお持ちの人で8月以降も引き続き該当になる人は、申請が不要になり、被保険者証に同封されて郵送されます。新規該当者には申請のお知らせを郵送します。

認定証の使い方

認定証を医療機関に受診する際に提示することで、保険診療分の医療費が1か月の自己負担限度額(23ペーJ)の月額自己負担限度額の表を参照)までとなります。

なお、申請した月の初日から適用され、有効期限は7月31日までとなります。
※住民税非課税世帯の人は、入院時の食事が減額されます

後期高齢者医療制度の 高額療養費



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

高額療養費

後期高齢者医療制度で医療を受けて高額になった場合には、申請により、医療機関に支払った医療費の一部が後ほど県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。

■ 1か月（同月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき
限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。現役並み所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は『限度額適用認定証』を、低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関受診の際に提示してください。

■ 自己負担額の計算方法
月の1日から末日までの1か月ごとの受診で計算
▼ 病院・薬局 歯科の区別なく合算
▼ 入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

■ 申請および支給
該当者のうち申請が必要な人（初めて支給の人）は広域

連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

郵送された申請書・本人確認書類・印鑑・金融機関の口座番号がわかるものおよび支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口またははうずら出張所で手続きをしてください（2回目の支給からこの申請は不要）。ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要。

高額療養費の月額自己負担限度額

▼ 現役並み所得者（3割負担）：22ページの現役並み所得者で申請により1割に該当しない人
▼ 一般（1割負担）：現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人
▼ 低所得者Ⅱ（1割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
▼ 低所得者Ⅰ（1割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

▼ 月額自己負担限度額

	適用区分	外来+入院 (世帯単位)	
		外来(個人単位)	
現役並み所得者	Ⅲ：課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	< 140,100 円 >
	Ⅱ：課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	< 93,000 円 >
	Ⅰ：課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	< 44,400 円 >
	一般	18,000 円 年間上限 144,000 円	57,600 円 < 44,400 円 >
	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

※ < > 内の金額は、過去 12 か月以内に世帯単位の限度額を超えて支給が 3 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額

後期高齢者医療制度の 保険料と納め方



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼保険料と賦課限度額（茨城県内均一）

※保険料率が見直されて下記のとおり決定されました

$$\text{保険料（年額）} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(100円未満切捨て)

均等割額：定額 46,000円

所得割額：所得から計算 (総所得金額等* - 33万円) × 8.5%

参考：平成30年・令和元年度均等割額 39,500円、所得割率 8.0%

賦課限度額（年額） = 64万円

(どんなに所得の高い人でも保険料の上限は年額64万円です)

*総所得金額等とは、『年金収入－公的年金控除』・『給与収入－給与所得控除』・『事業収入－必要経費』等で、社会保険料控除・配偶者控除等の各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません

▼均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	軽減割合
33万円以下の世帯	7.75割
33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	7割
33万円 + 「28.5万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
33万円 + 「52万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の人は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円以下は120万円）を差し引き、65歳以上の人は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します

保険料の軽減措置

後期高齢者医療制度の保険料は、県後期高齢者医療広域連合によって2年ごとに見直され、個人ごとに算定して、定額の『均等割額』と所得に応じて計算される『所得割額』の合計となります。

均等割額軽減

『世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の総

被扶養であった人の軽減

後期高齢者医療制度の加入日の前日において、被用者保

所得金額等の合計額』が左表に該当する場合は、保険料の均等割額が軽減されます。
※軽減判定の注意：世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額等は軽減判定の対象になります

除（全国健康保険協会・旧政府管掌・組合保険・船員保険・共済組合）の被扶養であった人は加入後2年に限り、均等割額が5割軽減されます（所得による均等割軽減に該当する人は、軽減の大きい方が優先されます）。また、所得割額の負担はありません。
※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった人は該当しません

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、▼特別徴収…年金から引かれる方法▼普通徴収…納付書や口座振替により納める方法の2通りがあります。

原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

▼介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金支給額の2分の1を超える人
▼受給している年金が年額18万円未満の人
▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

腹部超音波検診・大腸がん検診（集団健診）

申し込みが始まります

健康づくり課健康推進係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

下記の日程で腹部超音波検診・大腸がん検診を実施します。がんの早期発見・早期治療につなげるために、定期的に検診を受けましょう。検診を受けるには、事前の申し込みが必要です。

今年度人間ドックや医療機関健診でこの検査を行う場合は、お申し込みできませんのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3密（密閉・密集・密接）を避ける観点から、受け入れ人数を例年の約50%に縮小して実施せざるを得なくなりました。つきましては、定員を超えるお申し込みがあった場合には、抽選とさせていただきます

※対象年齢は令和3年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
腹部超音波検診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の超音波検査 ※がんをはじめ、臓器の肥大や萎縮の有無などを検査します	1,000円
大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便）	600円

■ 検診日程

期 日	受付時間・場所（全日程共通）
9月9日(水)	受付時間
9月11日(金)	①午前7時～7時15分 ②午前7時30分～7時45分
9月14日(日)	③午前8時～8時15分 ④午前8時30分～8時45分
9月15日(火)	⑤午前9時～9時15分 ⑥午前9時30分～9時45分
9月16日(水)	⑦午前10時～10時15分 ⑧午前10時30分～10時45分
9月18日(金)	場所：総合保健福祉会館『さわやかセンター』

■ 注意事項

- 検査終了まで、ご飲食ができません。ご注意ください
- 次に該当する人は、かかりつけの医療機関などでの検査をお勧めします
 - ▼ 肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の病気を治療中・経過観察中
 - ▼ 自覚症状がある
 - ▼ 毎回結果が要精密検査になる

■ 申込期間

7月22日(水)まで（必着）

※**申込期間以降は受付できません。ご了承ください**

※抽選の結果、当選の場合は8月中旬に受診券をお送りし、落選の場合は8月上旬に通知します

■ 申込方法

- ① 右記申込用紙に必要事項を記載し①②で申し込む
 - ①はがきまたは封書を下記へ郵送する
 - ②総合保健福祉会館『さわやかセンター』に来館して申し込む
- ② インターネットで申し込む（下記二次元コードを読み込むことで申込画面にアクセスできます）
 - ※ファクシミリや電話による申し込みはできません
 - ※申し込み日時が希望者多数の場合、希望と異なる日程でご案内させていただきます。ご了承ください

■ R2 腹部超音波検診・大腸がん検診申込用紙

住所	阿見町
氏名	
生年月日（年齢）	大正・昭和 年 月 日（ 歳） ※令和3年3月31日時点の年齢
電話番号	※ご連絡の取れる番号をご記入ください ()
受診項目	※希望する検診に○をつけてください
	腹部超音波検診 大腸がん検診
希望日時	月 日 ・ いつでも可 時 分～ 時 分 ・ いつでも可

▼ 申込先

- ① 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）
- ② https://s-kantan.jp/town-ami-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=14558

申込用二次元コード▶



もう接種は完了していますか？

『各種予防接種』について



健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

新型コロナウイルスの感染症が心配される時期ですが、予防接種は、ワクチンで防げる病気を予防するために実施するため、これまで通り予防接種の対象年齢になりましたら、速やかに接種することが大切です。

子どもの予防接種

県内の予防接種協力医療機関に予約をし、「予防接種予診票」「母子健康手帳」「健康保険証」を持参して、接種してください。接種対象の人で、お手元に予診票がない場合は発行しますので、保護者の人が母子健康手帳と印鑑を持参のうえ、健康づくり課窓口（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）にお越しください。

■麻しん風しん混合

麻しん風しん混合予防接種は、第1期（1歳～2歳未満）と第2期（年長児）の2回接種が必要です。まだ接種がお済みでない人は、早めに接種を受けてください。

第1期の予診票は出生届出時、第2期の予診票は4月に郵送で配布しています。

●接種対象期間

▼第1期:1歳～2歳未満の1年間

▼第2期:平成26年4月2日から平成27年4月1日生まれのお子さんと就学前の1年間（4月1日～令和3年3月31日まで）

■2種混合（ジフテリア・破傷風）

2種混合予防接種は幼少期に接種した3種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）または4種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）でついた基礎免疫を強くするために、11歳～13歳未満のお子さんに接種します。予診票は接種開始時期に送付していますので、ご確認ください。

■日本脳炎

日本脳炎予防接種は予防接種後に重い病気になった事例をきっかけに、平成17年度から平成21年度までご案内を行いませんでした。その後、新しいワクチンが開発され、現在は通常通り受けられるようになっています。

日本脳炎の予防接種は1期（3歳～7歳半未満）を3回、および2期（9歳～13歳未満）を1回の合計4回の接種で接種完了となります。

1期の予診票は出生届出時にお渡ししている予防接種手帳で配布しています。2期の予診票は接種開始時期に送付していますが、以下の①の特例措置の該当者には高校3年生相当に送付しています。

①の該当者で高校3年生よりも前に2期の接種を希望する場合は、健康づくり課窓口（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）での発行となります。

●以下の人には接種期間の特例措置があります

①平成19年4月1日以前の生まれで20歳未満の人:1期・2期の接種不足分を20歳未満の間接種できます

②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人:1期不足分を2期の対象年齢（9歳～13歳未満）で接種できます

※そのほかの予防接種については、健康づくり課までお問い合わせください

大人の予防接種

■高齢者肺炎球菌予防接種（定期接種）

対象となる生年月日の人には予診票と案内を送付しましたのでご確認ください

▼今年度の対象者

以下の生年月日の人で、**初めてこの予防接種を受ける場合**、接種費用の一部助成を受けることができます。対象となるのは今年度のみとなりますので、助成期間内にお受けください。

過去にこの予防接種を受けたことがある人は定期予防接種の対象となりません。

生年月日	生年月日
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日	昭和 10 年 4 月 2 日～昭和 11 年 4 月 1 日
昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日	昭和 5 年 4 月 2 日～昭和 6 年 4 月 1 日
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 21 年 4 月 1 日	大正 14 年 4 月 2 日～大正 15 年 4 月 1 日
昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日	大正 9 年 4 月 2 日～大正 10 年 4 月 1 日

60 歳～65 歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患により、身体障害者手帳 1 級を取得している場合も、初めてこの予防接種を受ける場合には、助成を受けることができます。

▼助成期間

令和 3 年 3 月 31 日まで

▼助成金額

3,000 円（接種費用から助成額を差し引いた額は自己負担となります）

■高齢者肺炎球菌予防接種（任意接種）

接種日当日に町に住民登録があり、以下のすべての条件に該当する人に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を実施します。

▼対象者

- ① 65 歳以上の人
- ② 高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種対象でない人（定期接種対象の生年月日だが、過去に接種している人を含む）
- ③ 過去 5 年以内に高齢者肺炎球菌の予防接種を受けたことがなく、町の助成を 1 度も受けたことがない人

▼助成期間

令和 3 年 3 月 31 日まで

▼助成金額

生涯 1 回のみ 3,000 円（接種費用から助成額を差し引いた額は自己負担となります）

▼申請方法

予防接種を受ける前に、健康づくり課窓口（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）で、予診票の交付申請をしてください。発行された予診票を使用することで助成を受けることができます

▼その他

- ▽申請の際には印鑑をご持参ください
- ▽代理者による申請の場合は、委任状と代理者の印鑑・身分証明書をご持参ください

ナショナルサイクルルート指定！ つくば霞ヶ浦りんりんロード を満喫しよう！



商工観光課 ☎888-1111 (175)

サイクリングを通して、地域の豊かな自然や歴史にふれあおう！！ 霞ヶ浦湖岸に出かけると湖岸道路とつくばりんりんロードを結んだ全長 180 キロメートルの日本一のサイクリングコースを楽しめます。町内エリアは全長約 7.4 キロメートル。コース途中にある湖岸沿いの公園からは筑波山や霞ヶ浦を一望できます。

オススメ：乗り捨て自由なレンタサイクル！



利用時間：午前 9 時～午後 4 時 ※りんりんスクエア（土浦駅前）のみ午前 10 時 30 分から

お問い合わせ先：株式会社ラクスマリーナ（サイクリングサポートデスク）

☎ 029-822-2437（受付時間：午前 9 時～午後 5 時）E-mail rental-bicycle@ibaraki-cycletourism.com

つくば霞ヶ浦りんりんロード公式サイト <https://www.ringringroad.com/>

問合せ 県民生活環境部スポーツ推進課 ☎ 029-301-2735



町内のサイクルサポートステーション ※トイレ・空気入れ・工具等が無料で利用可能

施設名	所在地	自転車 ラック	空気 入れ	工具
予科練平和記念館	廻戸 5-1	○	○	○
セブンイレブン阿見掛馬店	掛馬 1709-1	○	○	○
栗山輪店	阿見 4002	○	○	○
DCM ホーマック	中央 7-576-3		○	○
あみプレミアム・アウトレット	よしわら 4-1-1	○		○
セブンイレブン阿見追原南店	追原 1834-33	○	○	○
ファミリーマート阿見湖南店	南平台 1-2201-1	○	○	○
アオヤド食堂	青宿 661-7	○	○	○
麺屋 秀	青宿 490-5	○	○	○
株式会社カスミフードスクエア阿見店	中郷 2-7-24	○	○	○

〈広告欄〉

<p>安心して暮らせる住まいづくり 住まいのことなら 美都住建へ</p> <p>【注文住宅】 長期優良住宅 高耐震住宅</p> <p>～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使う ○手摺対応、バリアフリー</p> <p>～健康・快適住宅～ 抗酸化工法の家 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのいない家</p> <p>●新築住宅に関する事は 美都住建 検索</p>	<p>リフォーム・不動産の事なら</p> <p>住まいのことなら LIXILリフォームショップ</p> <p>茨城県知事免許 (5) 第5548号</p> <p>有限会社 美都ツ和ワ</p> <p><住まいの相談室> トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など</p> <p><不動産のご相談> 土地・建物・売買・仲介・管理</p>
<p>建築業知事免許（般-29）第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10 (株)美都住建 TEL.029-842-7196 【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32</p>	<p>【本店】牛久市南4丁目 45-45 TEL.029-874-2118</p> <p>【阿見店】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200</p>

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

『^こり 狐狸の棲家に「東洋一」の飛行場ができる

今から99年前の1921(大正10)年7月22日、現在の茨城大学農学部、県立医療大学一帯に広大な飛行場が完成し、開場式が行われました。夏の暑い時期にも関わらず、5万人もの人が当時の阿見村を訪れたようで、その様子は次のように記録されています。

霞ヶ浦飛行場開場式、阿見村は勿論近郷近在の老幼男女実に五万人が空の妙技を見んものと朝まだきからつめかけ一年前の狐狸の棲家だった阿見原は人で埋まった。アヴロ陸上練習機三機編隊飛行、特殊飛行、オードリース少佐の落下傘降下に一同賛嘆措くところを知らなかった。

(『霞空十年史』昭和6年)※旧字体は新字体に直してあります。

20世紀初頭、航空機の技術は急速に進歩し、第一次世界大戦(1914年～1918年)では、航空機が兵器として使用されるなど、欧米各国が競って技術を開発し、搭乗員の育成を進めていました。

日本でも、世界に遅れをとらないよう様々な航空機を輸入して研究するとともに、搭乗員を育てることに力を入れはじめました。

そのような状況のなか、第一次世界大戦において旧日本海軍で初めて航空機で実戦に参加した金子養三大佐(当時は少佐)は、海軍も陸上機を持つべきとの観点から、陸上機、水上機(水上から飛び立つ飛行機)のどちらも訓練できる場所を国内で探していました。阿見村は広大な原野を有し、波穏やかな霞ヶ浦がある理想的な場所だったため、金子大佐により飛行場建設の候補地となりました。

約1年4か月の工事期間を経て完成した霞ヶ浦飛行場は、翌年には「霞ヶ浦海軍航空隊」として、終戦まで旧日本海軍航空戦力における重要な拠点となりました。また、飛行場ができたことで周辺には商店も立ち並び、阿見村の姿も大きく変わっていきました。

霞ヶ浦飛行場が開かれてから来年で100年。付近の状況は当時と全く異なりますが、今でも茨城大学農学部などで当時の遺構を見ることができます。



開場式に訪れた人々

戦後75年交流企画『7つのテーマで知るシベリア抑留 平和祈念展示資料館所蔵資料展』開催

- ▼日時:7月7日(火)～10月4日(日)午前9時から午後5時(最終入館は午後4時30分)
- ▼場所:予科練平和記念館20世紀ホール ※入場料は予科練平和記念館観覧料に含まれます

〈広告欄〉

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～

今年度のオープンスクール・部活動体験会は、各中学校を通して開催日をお伝えいたします。状況により、延期・中止の場合もございます。本校ホームページでもご案内いたします。

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

輝く笑顔は充実の証

今年度のオープンスクールは、開催日が決定いたしましたら、本校ホームページでご案内いたします。状況により、延期・中止の場合もございます。

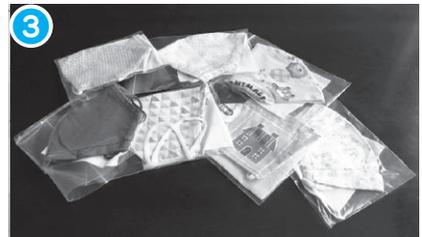
霞ヶ浦高等学校附属中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kasumi.ed.jp/junior/>

まちの できごと

マスクを寄贈していただきました

町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各団体の皆さまからマスクを寄贈いただきました。今回、寄贈くださった皆さまをご紹介させていただきます。



- ① 5月26日霞ヶ浦高等学校女子サッカー部:布製手作りマスク 50枚
- ② 5月26日特定非営利活動法人国際ブリアー:マスク 2,000枚
- ③ 5月27日土浦めぐみ教会:布製手作りマスク 100枚

寄贈いただいたマスクは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、活用させていただきます。皆さまからの温かいご支援、本当にありがとうございました。

インフォメーション

お知らせ 新しい民生委員・児童委員 を紹介いたします

一区南区の新しい民生委員・児童委員が、6月1日付で委嘱されました。



小笠原 博美
☎090-4079-8771
一区南

社会福祉課社会福祉係
☎888-1111(162)

お知らせ 「シルバー人材センター 入会説明会」開催

▼期日 7月14日(火)
▼時間 午前9時30分から1時間程度(5分前までに集合)
▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)
▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制) ※特に女性で施設清掃等を希望される人、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎

その他 入会説明会に参加

を希望される人は事前に左記へ予約すること
■(公社)町シルバー人材センター
☎888-2036

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場 夜間飛行訓練

ヘリコプター2〜3機による標記訓練を行います。
▼日時 7月1日(水)〜2日(木)、7日(火)〜9日(木)、14日(火)〜16日(木)、21日(火)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)
■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校
総務課 ☎842-11211
(3420)

「天田富司男さん 旭日双光章」受章

令和2年春の叙勲にて、前町長の天田富司男さんが旭日双光章を受章されました。この度の受章は、町議会議員として5期16年、町長として2期8年の長きにわたり地方自治の発展に尽くされた功績が認められたことによるものです。おめでとうございます。



▲天田富司男さん

秘書広聴課 ☎888-1111(281)

〈広告欄〉

茨城セキスイハイム 本郷展示場オープン!

本郷展示場

阿見さらり保育園 朝日中学校

〇お問い合わせは…**ひたち野うしく展示場**
〒300-1207 牛久市ひたち野東5-21-1 うしく住宅展示場内
TEL.029-878-2850 [営業時間10:00~18:30] [定休日:火曜・水曜]

お電話またはWEBよりご予約の上、ご来場いただいた方にもちろん

3,000円分のQUOカードプレゼント!

WEBでのご予約はこちらから

QRコード

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 郵便局 コンビニ

■茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
■神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00~午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

あみ司法書士事務所 (神林ビル2階)

お知らせ
ご不要なマスクをお預かりします

町では、ご家庭にある未使用マスクで、今後使用する予定のないマスクをお預かりします。お預かりしたマスクは必要としている人に配布させていただきます。

- ▼対象とするマスク 未使用・未開封マスクに限る
- ▼期間 7月31日(金)まで
- ▼場所 ▼役場各課▼総合保健福祉会館▼うずら出張所
- ▼健康づくり課 ☎888-1111

お知らせ
町民課から①・②

① マイナンバー(個人番号)通知カード廃止のお知らせ

法律の改正により、マイナンバーをお知らせする紙製の通知カードは、令和2年5月25日で廃止となりました。廃止後は、出生などにより新たにマイナンバー(個人番号)が付番された人には「個人番号通知書」が送付されます。

※ただしこの「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類として使用することができません

▼廃止後の通知カードの取扱い
▼記載されている氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合、引

続きマイナンバーを証明する書類としてお使いいただけます

▼住所・氏名等記載事項変更の手続きはできません
▼新規発行・再交付の手続きはできません

▼廃止後のマイナンバーを証明する方法 ▼マイナンバーカードの交付申請(初回無料)を行う▼マイナンバー記載の住民票の写しの交付申請(有料)を行う

※証明書コンビニ交付サービスでは、マイナンバーが記載された住民票の写しは発行できません

② マイナンバーカードの電子証明書の更新手続きについて

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書には有効期限(発行から5回目の誕生日、または、マイナンバーカードの有効期限のどちらか早いほう)があります。有効期限前に更新をお知らせする通知が地方公共団体システム機構から送付されますが(有効期限の2〜3か月前)、現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通知の発送が遅れています。

電子証明書の更新手続きは、有効期限通知書が届かなくても、有効期限の3か月前から可能となりますので、引き続き、電子証明書のご利用を希望する場合

は、町役場本庁舎またはうずら出張所で更新手続きを行ってください。

また、有効期限が過ぎると、証明書コンビニ交付サービスやe-Taxの利用などができなくなります。有効期限後であっても、電子証明書の更新手続きが可能です。詳細は、町民課までお問い合わせください。

お知らせ
「自筆証書遺言書保管制度」開始

法務局(本局・支局)における「自筆証書遺言書保管制度」が始まります。この制度は、遺言者本人が法務局に遺言書の保管を申請することにより、遺言書の紛失・改ざんおよび隠匿等を防止することができます。

なお、従来どおり自筆証書遺言書を自ら保管することもできますし、公証役場における公正証書遺言を作成することができますので、それぞれの特徴を踏まえてご判断ください。

詳しい手続きについては、水戸地方法務局ホームページ(<http://houmukyokumoj.go.jp/mito/>)をご覧ください。

▼開始日 7月10日(金)
▼水戸地方法務局土浦支局総務課 ☎821-0783 (平日・午前8時30分〜午後5時15分)

お知らせ
特別弔慰金が支給されます(第11回特別弔慰金)

▼対象 戦没者等の死亡当時のご遺族(額面25万円・5年償還の記名国債)

令和2年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金受給権を取得した人
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の▼父▼母▼孫▼祖父▼兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります
- 4 右記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります

▼請求期間 令和5年3月31日まで ※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください

▼町社会福祉課社会福祉係 ☎888-1111(162・163) ▼県保健福祉部長寿福祉推進課長寿企画・援護担当 ☎029-1301-3337

〈広告欄〉



7億円のサマジャンボ
1等前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

7月14日(火) 同時発売

発売期間/7月14日(火)~8月14日(金)
抽せん日/8月21日(金)

各1枚 300円

PCやスマホからもインターネット購入できます!
<https://www.takarakuji-official.jp/> 宝くじ公式サイト

★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

宝くじに関するお問合せ/03-3535-9033[みずほ銀行]
公益財団法人 茨城県市町村振興協会

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp宛てに空メールを送信するか、または左記二次元コードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

行政相談

日時 7月2日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階306会議室
問い合わせ 行政相談:総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分
※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	図書館 ☎ 887-6331
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
阿見消防署 ☎ 887-0119	総合運動公園 ☎ 889-2788
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	教育相談センター ☎ 888-1225
上下水道課 ☎ 889-5151	町民活動センター ☎ 888-2051
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
中央公民館 ☎ 888-2526	消費生活センター ☎ 888-1871
君原公民館 ☎ 889-1363	町民ダイヤル(休日当番医・ 定例相談等のテレホンサー ビス) ☎ 887-6600
かすみ公民館 ☎ 888-8111	

●人口と世帯●

- 総人口 47,769人 (+17) ▽6月1日現在
- 男性 23,693人 (+17) ▽常住人口ベース
- 女性 24,076人 (±0) ▽()内は前月比
- 世帯数 20,109世帯 (+27) ▽総務課調べ

7月の納税等

固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)
介護保険料(1期)
納期限 7月31日(金)

8月の納税等

町・県民税(2期)
国民健康保険税(2期)
後期高齢者医療保険料(2期)
介護保険料(2期)
納期限 8月31日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 5月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	98件(536)
出場件数 144件(806)	交通事故	10件(65)
	一般負傷	24件(113)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	12件(92)
	合計	144件(806)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店